平成２１年（フ）第６０７号
埼玉県入間郡越生町越生東５丁目３番地24
破産者　株式会社日本晴コーポレーション
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第５２５号
北海道紋別市北浜町１丁目10番45号
破産者　株式会社丸き石川商店
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５３３号
仙台市泉区みずほ台31番地の２
破産者　株式会社アットワーク
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６４９号
埼玉県飯能市大字岩沢553番地の８
破産者　有限会社ＭＫ輸送サービス
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６８６号
埼玉県飯能市東町11番11号
破産者　昭和興産有限会社
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９３号
埼玉県飯能市仲町９番３号
破産者　有限会社すずらん
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９８号
千葉県印旛郡印旛村舞姫２丁目２番地Ｄ棟106号
破産者　佐藤　将太
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４７号
千葉県いすみ市岬町中原2134―８スターハイツ長者701号、破産開始決定時の住所千葉県いすみ市新田1363番地５
破産者　樋口　篤
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第６５８号
横浜市港北区新羽町166番地
破産者　資源開発株式会社
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３７号
岐阜県恵那市大井町2017番地137
破産者　木藤　豪
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２０３３号
愛知県海部郡美和町大字二ツ寺字屋敷183番地の２
破産者　有限会社宮原保険サービス
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０２号
奈良市都祁白石町1192番地の153
破産者　有限会社ヤマト測量コンサルタント
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７９号
秋田県横手市増田町増田字真人山14番地
破産者　有限会社佐々木組
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第６７２号
水戸市元吉田町913番地１アークヒルズ元吉田405号室
破産者　有限会社エルドラド
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３８号
埼玉県越谷市赤山町４丁目15番24号
破産者　有限会社宮徳
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
新潟県新潟市中央区古町通八番町1453番地
破産者　株式会社香月堂
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０９号
新潟県長岡市高見町1067番地
破産者　有限会社星野酒店
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第１２８７号
京都市右京区西京極豆田町７番地
破産者　株式会社大美堂印刷社
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
京都府城陽市富野高井55番地の２
破産者　株式会社コイシ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９号
鳥取県日野郡日野町高尾39番地６
破産者　株式会社武田組
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第７７号
福岡県直方市大字下境字稲荷1572―１
破産者　株式会社チャオ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３４２号
東京都中央区日本橋浜町２丁目５番１号
破産者　エスアールビーネクスト株式会社
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部